

監査事務局人材育成推進委員会設置要綱

(平成24年3月27日付け23川監第1622号)

(目的及び設置)

第1条 監査事務局人材育成計画に基づき、監査事務局職員（以下「職員」という。）の人材育成を推進するため、監査事務局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の人材育成に係る計画（以下「育成計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 育成計画の実施に関すること。
- (3) 育成計画の進捗状況の検証に関すること。
- (4) その他人材育成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、監査事務局長をもって充て、会務を総括する。
- 3 副委員長は、行政監査課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、財務監査課長、行政監査課担当課長、財務監査課担当課長その他委員長が必要と認める職員をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、行政監査課庶務担当において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。